



おいしいクッキーをつくれたよ！

▲おやつ作り（北保育園）

広報

せがほ

4

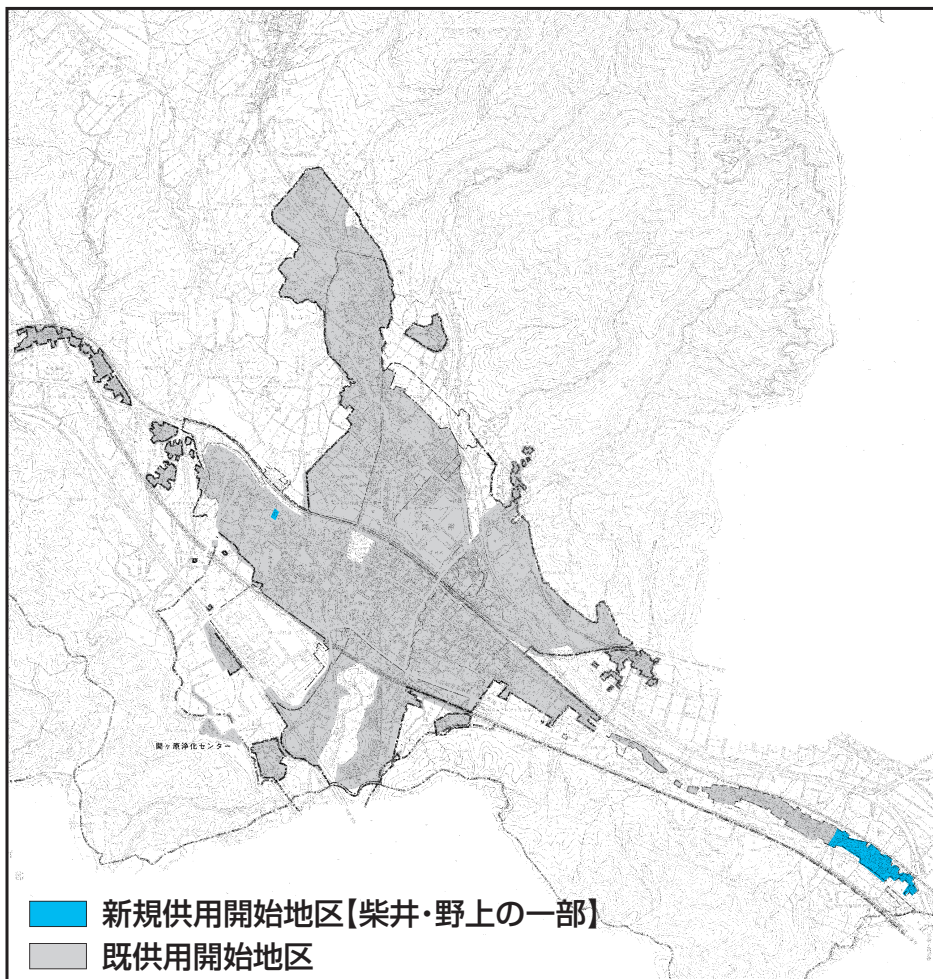
2014 APR.

No.597

主 内 容

- 下水道で快適な暮らしを一広げる下水道整備… P 2
- 平成26年度犬の登録と狂犬病予防注射のご案内… P 5
- 関ヶ原グラウンド・ゴルフ場
2014年定例大会開催のご案内… P 7
- 4月から予防接種が個別接種となります
(保健衛生だより)… P 8～11
- 糖尿病教室のご案内
(関ヶ原病院からのお知らせ)… P 14～16





下水道で 快適な暮らしを

— 広がる下水道整備 —

関ヶ原町では、河川・水路等の水質保全と、快適な生活環境をつくりだすために、平成4年に下水道事業に着手し、平成10年に供用を開始して以降、整備地域を拡充しています。今回、使用地域と下水道使用開始までの流れを紹介します。

下水道を使用できる地域が拡大！

公共下水道を使用できる地域（供用開始地区）が更に広がりました。

この地域（上図参照）にお住まいの方は、供用開始の告示から水洗化する義務が生じます。現在、単独浄化槽を使用のご家庭は告示から1年以内に、汲み取り便所を使用のご家庭は3年以内に各家庭の汚水（し尿・雑排水）をつなぎ込む工事をしていただくことになります。

今回、新規に供用開始された地区を含め、供用開始地区にお住まいのご家庭は、関ヶ原町が指定する排水設備指定工事店を利用して、一日も早くつなぎ込み工事を行ってください。

下水道の役割って？

☆環境の改善に役立つ！

日常生活や産業活動などから排水された汚水は、下水管を通って終末処理場へ流されるので、道路側溝や水路からの悪臭や蚊・ハエの発生を防ぎ、快適な環境になり、伝染病の予防にも役立ちます。

☆水洗トイレの使用が可能に！

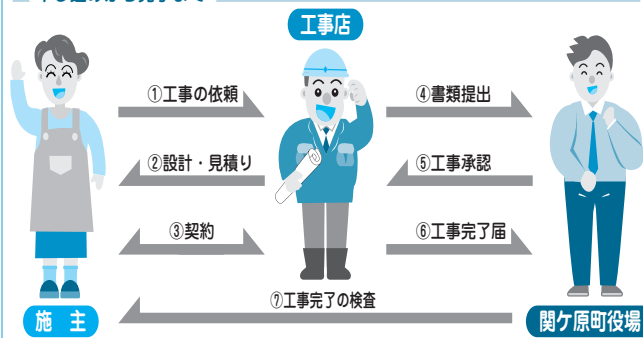
個人で管理しなければならぬ浄化槽を必要としない水洗トイレがつかえます。

☆川の水がきれい！

水質汚濁の原因である家庭排水・工場排水などの汚水は終末処理場で浄化しますで、魚や貝が住める美しい川になります。

宅内排水設備工事は指定店で

■ 申し込みから完了まで



排水設備を設置しましょう！



公共下水道が整備されると、町では供用開始の告示を行います。供用開始後、皆さんに排水設備工事を実施していただくことになります。

税務課からのお知らせ

問 役場 税務課 ☎ 43-3051

平成26年度 町税の納税通知書について

下記の日程で町税の納税通知書を郵送します。

納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金などが加算されてしまいます。納め忘れのないようにお願いします。

●納税通知書発送(予定)日●

固定資産税
軽自動車税 **4月15日(火)**

町・県民税 **6月12日(木)**

軽自動車税とは？

4月1日現在に、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車などを所有している登録名義人が納める税金です。4月2日に該当車を手放されても、その年の軽自動車税を支払う義務が生じます。

また、現在所有している該当車が使用不能な場合でも、廃車手続きをしないと軽自動車税は課税され続けます。忘れずに手続きをお願いします。

固定資産税とは？

毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している人が納める税金です。1月2日に該当資産の所有者が変更になっても、その年の固定資産税を支払う義務が生じます。

○税額の算出方法

固定資産を評価し、価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

課税標準額×税率＝税額 ※税率は1.4%です。

お手元に届きました課税明細をご確認ください。

○免税点

町内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

○土地	30万円
○家屋	20万円
○償却資産	150万円

固定資産(土地・家屋)の縦覧

町内の土地、家屋の固定資産税の納税者は、町内の土地、家屋の価格を縦覧することができます。

縦覧期間 4月1日(火)～30日(水)

※土・日・祝日除く

・場 所 役場 税務課

・縦覧に必要なもの

本人の場合…印鑑

代理人の場合…委任状、印鑑

※電話による価格などの問い合わせにはお答えできません！

4月1日から消費税率が変わりました

平成26年4月1日より消費税率が現行の5%から8%へ引き上げられました。このため、町有の施設利用料などが変更されることを広報せきがはら2月号でもお知らせしましたが、再度町民の皆様の生活に関わりの深いものについて掲載いたします。

なお、その他の使用料など額の変更については、役場の各担当課までお尋ねください。

(平成26年4月1日から適用されます)

内容	改定前	改定後
水道使用料	基本料金 口径13mm 1,260円 10m ³ まで 口径20mm 1,680円 (3月使用分まで)	基本料金 口径13mm 1,290円 10m ³ まで 口径20mm 1,720円 (4月使用分より)
下水道使用料	基本料金 10m ³ まで 1,890円 (3月使用分まで)	基本料金 10m ³ まで 1,940円 (4月使用分より)
農業集落排水使用料	基本料金 1,630円/戸 使用料金 家庭の雑排水 550円/1人 し尿 180円/1人 (3月使用分まで)	基本料金 1,680円/戸 使用料金 家庭の雑排水 570円/1人 し尿 180円/1人 (4月使用分より)
し尿収集(汲み取り)料金	235円/18ℓ	241円/18ℓ

森林再生のために

～間伐の候補地を
公募します～

近年、森林を支える林業・山村の元気がなくなり、間伐等の手入れが不足する森林が増えるなど、森林の機能の低下が危ぶまれています。将来の森林づくり、地球温暖化の防止に向け、町にとってかけがえのない森林を健全に育てることが必要です。

このような中、平成21年度から国は「森林・林業再生プラン」に掲げた「10年後の木材自給率50%以上とする」を目標に、支援の対象を持続的な林業生産活動を通じて行う森林整備を重点化しました。

関ヶ原町でも今までは、共同で間伐や路網を整備する等集約化をせずに、個々の森林整備に対して支援していましたが、これからは集約化を進め、計画的な路網整備と搬出間伐を主体として事業を進めていきたいと思っています。

そのため、間伐の候補地を公募します。今年度の主要な事業をご紹介します。事業の詳細、事業実施年度などのご相談に関しては、役場 産業建設課までお越しください。

森林環境保全直接支援事業(関ヶ原町間伐事業)

この事業は、町内の人工造林地(民有林に限る)で間伐を行う事業で、間伐に必要な計画を作成し、事業地が5ha以上かつ1haで10m³の木材を搬出しなくては補助金を受けることができない事業です。そのため、たくさんの町民の方から間伐地を公募し、5ha以上の団地を形成して事業実施をしたいと考えています。

間伐事業の実施は、補助事業の円滑な実施を図るため補助金の交付申請は、西南濃森林組合とします。

●補 助 率：事業費の100% (自己負担なし)

●事 業 地：5ha以上 搬出間伐：10m³/ha

対象年齢：3～12年齢

環境保全林整備事業

森林・環境税を活用して行う事業です。事業の内容は、奥山等で採算の合わない森林は間伐が進みにくく、搬出間伐ができない森林に対して全額補助する事業です。

この事業は伐り捨て間伐となり、集約化をせず事業地が0.1ha以上あれば実施できます。

間伐事業の実施は、補助事業の円滑な実施を図るため、補助金の交付申請は、西南濃森林組合とします。

●補 助 率：100% (自己負担なし)

●対象年齢：3～12年齢 伐り捨て間伐

※森林環境保全直接支援事業、環境保全林整備事業の平成26年度の候補地は確定しています。予算の関係もありますので、平成27年度補助金を利用して間伐を希望される方は、早めに役場 産業建設課 林務係までご相談ください。

問 役場 産業建設課 林務係

☎ 43-3054



有害鳥獣捕獲を実施しました



イノシシ、シカの農作物被害対策のため、関ヶ原町では電牧柵等の設置に対して助成金を交付し、自己防除をお願いしておりますが、それでも被害がある地域に対しては、関ヶ原町で編成した有害鳥獣捕獲隊による捕獲を実施しています。

最近の有害鳥獣捕獲実施状況 (頭)

年度	種類	イノシシ	シカ	サル	計
H18		65	37	1	103
H19		46	45	0	91
H20		43	102	1	146
H21		38	95	0	133
H22		135	249	5	389
H23		33	101	0	134
H24		123	178	4	305
H25		76	320	5	401

※捕獲頭数は4/1～3/31(平成25年度は3月15日現在)

平成25年度は、「わな」の設置箇所を増やしたり、捕獲範囲を広げるなどの対策を実施し、捕獲隊の方には日々努力していただき、朝早くから「わな」の確認や「わな」の設置を行ってもらい、捕獲した頭数は400頭を超えました。

なお、「わな」の設置には、土地所有者のご理解とご協力が不可欠となります。また、危険ですので「わな」には近寄らないでください。

今後も農作物被害対策などのための有害鳥獣捕獲の円滑な実施と危険防止にご理解とご協力をお願いします。

〈無免許・無許可でわなをかけるのはやめましょう〉

無免許・無許可でイノシシ、シカ等の捕獲をしますと、違法行為です。違法なわなを設置した人は厳しく罰せられます。絶対に行わないでください。

ヌートリア・ハクビシン等小動物も許可が必要ですので、注意してください。

問 役場 産業建設課 林務係

☎ 43-3054

水源地域内の土地を売買するときは、県へ届け出してください

岐阜県では、水源地域を保全するため、平成25年4月に「岐阜県水源地域保全条例」を制定し、指定した水源地域での土地取引等の事前届出制を定めています。

●岐阜県水源地域保全条例の概要

【土地取引等の事前届出制】

指定された水源地域内の土地について、売買などの取引を行う場合は、その契約を締結しようとする30日前までに、県へ届け出なければなりません。

- ・届出者：土地所有者（売主）等
- ・対象：指定した水源地域内の土地
- ・対象行為：土地の所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権の設定または移転に係る契約を締結する場合
- ・届出先：県庁 恵みの森づくり推進課または西濃農林事務所

【水源地域の指定区域】

水源地域は図面で指定しています。図面は、役場 産業建設課、県庁 恵みの森づくり推進課、西濃農林事務所で確認できます。

また、インターネットの「ぎふふおれナビ」（[ぎふふおれナビ](#) で検索）でも確認できます。

問 岐阜県 林政部 恵みの森づくり推進課 ☎ 058-272-8473

犬の飼い主の皆さんへ

平成26年度 犬の登録と狂犬病予防注射のご案内

狂犬病予防法により、毎年、狂犬病の予防注射を受け、注射済票をつけること、子犬の場合は生後91日以上からワクチン接種を受け、登録をして鑑札を受けることが義務づけられています。

4月15日（火）

時 間	実施場所
午前10時00分～午前10時30分	野上精米所
午前10時50分～午前11時30分	東保育園
午後1時00分～午後1時30分	老人福祉センター
午後1時50分～午後2時20分	小関集落センター
午後2時40分～午後3時10分	玉北部集落センター

今年度の狂犬病予防注射を左記のとおり行います。最寄りの会場において注射を受けてください。

料 金 1頭につき 3,150円
(注射料金：2,600円、
注射済票：550円)
※新しく犬を飼われた方
1頭につき 6,150円
(登録料金：3,000円、
注射料金：2,600円、
注射済票：550円)

4月16日（水）

時 間	実施場所
午前10時00分～午前10時30分	旧小林分校
午前10時45分～午前11時15分	今須生活改善センター
午前11時30分～午後0時15分	不破関資料館
午後1時45分～午後3時00分	町民体育館

お願い 会場内は大変混雑します。
できるだけ、つり銭のいらない
ようにご準備の上、会場にお越
しくください。

問 役場 水道環境課 ☎ 43-3053



一剣（いちけん） 剣士募集

一剣では現在、保育園児から「強く楽しく」をモットーに一所懸命練習に励んでいます。保育園児や幼稚園児、初心者の子には、礼儀やあいさつ、竹刀の握り方からひとつひとつ教えていきます。練習の成果を発揮するため、多くの大会にも出場し、勝つ喜びを覚え、また、昇級・昇段審査でも確実に合格しています。稽古や試合だけではなく、楽しいレクリエーションやイベントもあり、剣士同士の仲を深め、幅広い子どもたちの交流を深めています。

剣道を通して、剣道技術の習得はもちろん、礼儀作法や思いやりを勉強し感謝の気持ちを育てます。はじめての子も経験者の子も見学自由ですのでまずはお問い合わせの上、見に来てください。

募集生…保育園児・幼稚園児・小学生・中学生

稽古日・時間

一部（はじめての子向け）

稽古日	場 所	時 間
火曜日	関ヶ原中学校格技場	午後6時30分～午後7時30分
土曜日	関ヶ原中学校格技場	午後5時～午後6時

二部（経験者向け）

稽古日	場 所	時 間
火曜日	関ヶ原中学校格技場	午後7時～午後8時30分
土曜日	関ヶ原中学校格技場	午後5時30分～午後7時30分



保育園児からみんな、元気に楽しく練習しています。

見学・入部に関するお問い合わせ先 ☎ 43-0101（多和田）

2014年

関ヶ原グラウンド・ゴルフ場

定例会 開催のご案内



☆今年度も下記の予定で定例会を開催します。皆さん、ふるってご参加ください！☆

第1回大会

5月21日(水)

受付期間

4月23日～
5月7日

第2回大会

7月23日(水)

受付期間

6月25日～
7月9日

第3回大会

8月20日(水)

受付期間

7月25日～
8月6日

第4回大会

10月1日(水)

受付期間

9月3日～
9月17日

チャンピオンシップ大会

11月12日(水)

受付期間

10月27日～
11月4日

★第1～4回大会は3部制（第1部：午前8時～、第2部：午前11時～、第3部：午後2時～）で行います。

参 加 料 1大会1,000円（保険料含む）

※事前納入とし、欠場による返金はいたしません。（代理者の出場は認めます。）

申込方法 グラウンド・ゴルフ場にある申込書に参加料を添えて、グラウンド・ゴルフ場管理事務所へ提出してください。

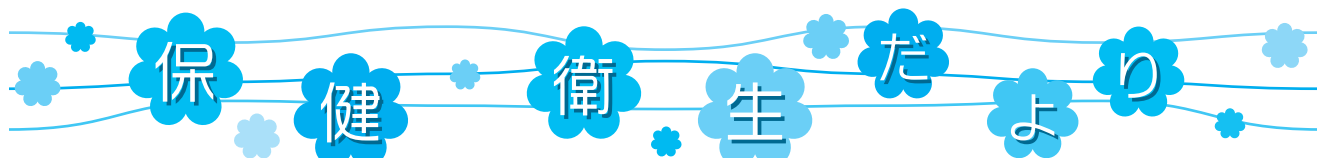
※受付は先着順のため、受付期間終了前に申込を締め切る場合があります。ご了承ください。

大会に関する問い合わせ先 役場 地域振興課

☎ 43-1112

申し込み先 関ヶ原グラウンド・ゴルフ場管理事務所

☎ 43-0117



問 やすらぎ健康増進センター ☎ 43-3201

4月から 予防接種が個別接種となります

平成26年4月1日より、すべての予防接種が個別接種となります。

今まで、やすらぎ健康増進センターにて集団接種をしていた予防接種は、お子さんの体調に合わせ、接種のスケジュールが組みやすい個別接種に切り替わります。不破郡内の委託医療機関にて個別接種していただきますようお願いいたします。

乳幼児健診時に配布、または個別通知しない予診票につきましては、やすらぎ健康増進センターにて、接種間隔を確認のうえ発行しますので、母子健康手帳を持参の上、お越しください。

1. 予防接種の種類、対象者、回数

① 予診票を窓口でお渡しする予防接種

予防接種の種類	対 象 者	回 数	備 考
ヒブワクチン	生後2ヶ月～5歳未満	4回	
小児用肺炎球菌	生後2ヶ月～5歳未満	4回	
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	生後3ヶ月～90ヶ月未満	4回	
BCG	生後3ヶ月～12ヶ月未満	1回	
麻しん・風しん(MR)	1期：12ヶ月～24ヶ月未満	1回	乳児健診時に予診票を配布
日本脳炎	1期：3歳～90ヶ月未満	3回	(1期) 3歳児健診時に予診票を配布
	2期：9歳～13歳未満	1回	
ヒトパピローマウイルス (HPV)	小学校6年生～高校1年生	3回	現在、積極的な接種勧奨を 差し控えています
3種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	生後3ヶ月～90ヶ月未満	4回	
ポリオ	生後3ヶ月～90ヶ月未満	4回	

② 予診票を個別通知する予防接種

予防接種の種類	対 象 者	回 数	備 考
麻しん・風しん(MR)	2期：小学校就学前(年長児)	1回	
ジフテリア・破傷風(DT)	11歳以上13歳未満	1回	小学校6年生に通知

* 日本脳炎については、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、特例措置対象者に該当します。接種が完了していない方は、やすらぎ健康増進センターまでお問い合わせください。

* 3種混合もしくはポリオを1回でも接種された方は、4種混合ではなく、3種混合、ポリオをそれぞれ接種してください。

2.【接種医療機関】：下記の委託医療機関に限ります。

日時等は各自でご確認ください。

* 関ヶ原町・医療機関名 *			
浅野医院	☎ 43-0017	国保関ヶ原病院	☎ 43-1122
関ヶ原クリニック	☎ 43-2999	藤井病院	☎ 43-0032

* 垂井町・医療機関名 *			
あいはら医院	☎ 22-1013	古川医院	☎ 22-0811
多賀内科医院	☎ 22-0107	不破医院	☎ 22-0126
博愛会病院	☎ 23-1251	安田医院	☎ 22-3153
はくあい内科クリニック	☎ 24-1265	やまざきキッズクリニック	☎ 23-0577
古井医院	☎ 22-0031	和田内科胃腸科	☎ 23-2828

～岐阜県広域化予防接種について～

平成25年4月1日より定期予防接種の広域化がはじまりました。

通常は、不破郡内の委託医療機関以外では接種できませんが、次の対象者に限り、県内の委託医療機関でも接種できます。

【対象者】

- (1) 居住する市町村以外の市町村にかかりつけ医がいる方
(2) やむを得ない事情により居住する市町村で予防接種を受けることが困難な方

【対象予防接種】

定期予防接種

※接種を希望される場合は、事前に手続きが必要です。必ずやすらぎ健康増進センターへご相談ください。

家族の健康カレンダー 4月

母子関係	内 容	日 時	会 場	対象者	備 考	
	ブルママさん・お子さん何でも相談 す く す く 相 談	9 日 (水) 午前 9 時30分～午前11時00分	保健福祉総合施設 「やすらぎ」	妊娠中の方・乳幼児希望者	母子健康手帳 ※母乳相談(助産師)、すくすく相談 (関ヶ原病院作業療法士他)は予約 制です。(申込みは保健師まで)	
	1 歳 6 カ月児健診 3 歳 児 健 診	17日(木) 午後 1 時15分～午後 1 時45分 午後 1 時45分～午後 2 時15分		平成24年 8 月・ 9 月生まれ 平成23年 2 月・ 3 月生まれ	母子健康手帳、問診票	
	キ ャ ッ プ イ ク ス	21日(月) 午前 9 時30分～午前11時30分		平成23年 4 月 2 日～ 平成24年 4 月 1 日生まれの児	運動のできる服装、 飲み物(お茶、水等)、 タオル、手作り手帳	
	健康短期大学 オリエンテーション					
成人関係	①シルバービクス教室	午前 9 時30分～午前11時00分	保健福祉総合施設 「やすらぎ」	申込者	受講料 (1講座6,000円)、 調査票と同意書(申込時に配布) 眼鏡	
	②新!血液さらさら教室	8 日 (火) 午後 1 時30分～午後 3 時30分				
	③スッキリ☆引締め教室	10日 (木) 午前10時00分～午前11時30分			眼鏡、受講料6,000円	
	④右脳活性化教室	11日 (金) 午前 9 時30分～午前11時00分			受講料 (1講座6,000円)、 調査票と同意書(申込時に配布) 眼鏡	
	⑤スラッと姿勢美教室	16日(水) 午前 9 時15分～午前12時00分			運動のできる服装、 飲み物(お茶、水等)、 靴、バスタオル	
	⑥ヨーガ教室	午後 1 時00分～午後 3 時45分				
	シルバービクス教室	18日(金) 午後 1 時00分～午後 3 時15分				音楽療法
	新!血液さらさら教室	23日(水) 午前 9 時15分～午前12時00分				
ヨーガ教室	午後 1 時00分～午後 3 時45分					
スッキリ☆引締め教室	24日(木) 午前10時00分～午前11時30分					
スラッと姿勢美教室						
右脳活性化教室						

すべての人が「健康づくり」の主役です！

～【ヘルスプランせきがはら】を策定しました～

平成25年4～6月にご協力をいただきました「健康と食育に関する調査」結果（回収数：1,617名）から現在の町民のみなさまの健康・生活習慣・健康づくりの状況が把握できました。また、関ヶ原町国民健康保険加入者の医療費の状況、特定健康診査・特定保健指導の結果や、介護保険の状況などを岐阜県の状況と比較をする事で「健康状況や健康づくり、食育に関する課題」が明らかになりました。

これらの課題に対して、今後「生涯を通じた健康づくり」を推進するため、すでに健康づくりや食育推進活動に取り組んでいる各種団体の代表者で構成する「ヘルスプランせきがはら推進会議委員」による推進会議で協議を重ね、平成25年度から5カ年の【ヘルスプランせきがはら】を策定しました。

<計画の概要>

- *計画の対象者 すべての町民が健康づくりの対象者
- *計画の重点 メタボリックシンドロームを含めた生活習慣病の発症予防と重症化予防
- *基本目標
 - ★生活の質の向上：「自分は健康である」と感じている人の増加
 - ★壮年期死亡の減少：働き盛りである壮年期（30～64歳）の死亡を減らす
 - ★健康寿命の延伸：日常生活に制限のない期間を延ばす
- *重点目標
 - ☆がん（悪性新生物）・心疾患・脳血管疾患による死亡の減少
 - ☆糖尿病の増加の抑制
 - ☆高血圧の方の減少

<重要課題と目標達成のための取組>

身体活動・運動	ライフステージのニーズに対応した身体活動・運動を推進する 子どもの頃から健康づくりを意識した身体活動・運動の重要性を普及する
こころの健康・ 休養	人や周りの人がこころの不調に気づき適切な対処ができる。 （特に、相談や受診が必要な人を早期に発見し適切な対処ができる）
たばこ	喫煙が健康に及ぼす害を知り、たばこの煙を吸わない、吸わせない
アルコール	生活習慣病のリスクを高める飲酒者の割合を減らし、節度ある飲酒を啓発する
歯・口腔の健康	定期的に歯科検診を受け、歯周病予防に努め、自分の歯を有する人が増える 小児期の歯科保健対策の推進
メタボリック シンドローム 生活習慣病	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を目指した保健指導を推進する 高血圧・脂質異常症・糖尿病の発症予防、重症化予防を推進する がん検診、精密検査の受診率向上をめざし、受診体制整備を推進する

一人一人は

「自分の健康は自分で守り・つくる」主体的・積極的な健康づくり行動を実践する

各種団体、組織は

「健康なまちづくり」を目指し、行政、保育園、幼稚園、学校、健康に関わる組織団体（自治会、老人クラブ連合会、農業委員会、食生活改善推進協議会、母子保健推進員など）が互いに連携し、取り組みを積極的に実践する

食育推進計画

基本的な考え方

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人の増加を目指して5つの目標を設定しました。

目指す市民の姿（5つの目標）

目 標	施策の方向
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる	・ 3食バランスのよい食事をする ・ 生活のリズムを整える ・ 適正体重を知り、自分に合う食事の量を理解する ・ 健康な歯を保ち、よく噛んで食べる
2 楽しく食事をする習慣を身につける	・ 家族や仲間と楽しく食事をする ・ 会話を楽しみながら食事をする
3 食の安全性を理解した行動ができる	・ 食の安全性について知る ・ 安全な食品を選ぶ ・ 食品の流通の仕組みを理解する ・ 表示を正しく見る
4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる	・ 旬の食材や地域の産物を知る ・ 地域の行事に参加したり、行事に合わせた食事を作る
5 食と農、自然、生命のつながりを理解し、感謝の気持ちを持てる	・ 食べ物を大切にし、感謝の気持ちを持つ ・ 農林水産物の生産、加工に関わる人々との交流を通して食ができる過程を理解する

子どもから高齢者まで中断のない食育の推進

- 乳 幼 児 期…生活習慣の基礎づくり
- 学 齢 期…多様な食体験から食に関する自己管理能力を育成する
- 青年期前半…食の確立と健康な社会生活を自覚する
- 青年期後半…生活習慣病予防と家庭における子どもたちへの食育に取り組む
- 壮 年 期…生活習慣病予防と食文化の継承に取り組む
- 高 齢 期…食を通じた豊かな食生活の実現と食文化の継承に取り組む

子どもから高齢者までの幅広い世代に対する食育の推進は、生涯に渡る健康につながります。家庭での食育を大切にして、自分に合う「食」を選択する力を身につけられる市民を増やします。

なお、各団体の具体的な事業内容や5年後の数値目標などプランの詳細については関ヶ原町ホームページを参考にしてください。

70歳以上の国民健康保険に加入の方へ

負担割合が変更になります

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

70歳の誕生月の翌月から医療費の
窓口負担が **2割** になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

- ・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から
(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

平成26年4月以降も医療費の

窓口負担は **1割のまま** 変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎えた方は、3割から1割になります)

- ・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

・詳細は、役場 住民課 (☎ 43-1113) へお問い合わせください